○文部科学省告示第六十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百二十九条の規定に基づき、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、中学部については、平成二十八年三月三十一日までの間における特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の必要な特例については、別に定める。

平成二十七年三月二十七日　　文部科学大臣　下村　博文

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年文部科学省告示第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章　道徳」を「第３章　特別の教科　道徳」に改める。

第１章第２節第１の２を次のように改める。

２　学校における道徳教育は，特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳科はもとより，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて，児童又は生徒の発達の段階を考慮して，適切な指導を行わなければならない。

小学部における道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，自己の生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

中学部における道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間としての生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

第１章第２節第１の４中「道徳」を「道徳科」に改める。

第１章第２節第２の１中「道徳」を「道徳科」に改め，同節第２の２中「すべて」を「全て」に，「道徳」を「道徳科」に改め，同節第２の３，６及び７中「道徳」を「道徳科」に改め，同節第２に次のように加える。

９　道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は，小学部においては第３章において準ずるものとしている小学校学習指導要領第３章第２に示す内容，中学部においては第３章において準ずるものとしている中学校学習指導要領第３章第２に示す内容とする。

第１章第２節第３の１中「道徳」を「道徳科」に改め，同節第４の２中「以上のほか」を「各教科等の指導に当たっては」に改め，同節第４に次のように加える。

３　道徳教育を進めるに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては，第１の２に示す道徳教育の目標を踏まえ，道徳教育の全体計画を作成し，校長の方針の下に，道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に，全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお，道徳教育の全体計画の作成に当たっては，児童又は生徒，学校及び地域の実態を考慮して，学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに，道徳科の指導方針，第３章において準ずるものとしている小学校学習指導要領第３章第２に示す内容又は中学校学習指導要領第３章第２に示す内容との関連を踏まえた各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動及び自立活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

(2) 小学部においては，児童の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえ，指導内容の重点化を図ること。その際，各学年を通じて，自立心や自律性，生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意すること。また，各学年段階においては，次の事項に留意すること。

ア　第１学年及び第２学年においては，挨拶などの基本的な生活習慣を身に付けること，善悪を判断し，してはならないことをしないこと，社会生活上のきまりを守ること。

イ　第３学年及び第４学年においては，善悪を判断し，正しいと判断したことを行うこと，身近な人々と協力し助け合うこと，集団や社会のきまりを守ること。

ウ　第５学年及び第６学年においては，相手の考え方や立場を理解して支え合うこと，法やきまりの意義を理解して進んで守ること，集団生活の充実に努めること，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重すること。

(3) 小学部においては，学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに，集団宿泊活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導内容が，児童の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(4) 中学部においては，生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえ，指導内容の重点化を図ること。その際，小学部における道徳教育の指導内容を更に発展させ，自立心や自律性を高め，規律ある生活をすること，生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること，法やきまりの意義に関する理解を深めること，自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重すること，国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

(5) 中学部においては，学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに，職場体験活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導内容が，生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(6) 学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり，道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど，家庭や地域社会との共通理解を深め，相互の連携を図ること。

第１章第２節第５の１(2)及び(3)中「各教科」の次に「及び道徳科」を加え，同節第５の３中「道徳」を「道徳科」に改める。

「第３章　道徳」を「第３章　特別の教科　道徳」に改める。

第３章中「の道徳」を「の道徳科」に改める。

第７章第３の３中「道徳」を「道徳科」に改める。

○文部科学省告示第六十三号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十二条の規定に基づき、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）の特例を次のように定め、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年三月二十七日　　文部科学大臣　下村　博文

1　総則

平成27年４月１日から平成30年３月31日まで（以下「平成27年度から平成29年度まで」という。）の教育課程の編成に当たっては，小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）第１章の規定にかかわらず，その全部又は一部について小学校学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年文部科学省告示第60号）による改正後の小学校学習指導要領（以下「改正後の小学校学習指導要領」という。）第１章の規定によることができる。

2　各教科

平成27年度から平成29年度までの第１学年から第６学年までの各教科の指導に当たっては，小学校学習指導要領第１章から第３章までの規定にかかわらず，改正後の小学校学習指導要領第１章から第３章までの規定によることができる。